



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 7 9 号 令和 7 年 1 0 月 1 4 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 2 5	特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件	管財課
5 2 6	道路の区域を変更する件	高規格道路課

【教育委員会公告】

番 号	表 題	担当課名
	令和 8 年度徳島県立学校実習助手採用候補 者選考審査要綱	
	令和 8 年度徳島県立特別支援学校寄宿舎指 導員採用候補者選考審査要綱	

徳島県告示第五百二十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年十月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
教員用パソコン 三百八十台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和七年九月十二日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
四国通建株式会社
愛媛県今治市南大門町一丁目一番地の一五
- 五 契約金額
四千十二万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和七年七月十八日

徳島県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和七年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 一般国道

路 線 名		区 間		新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
四九二号		美馬市木屋平字ビヤガイチ一番 一地先から 同 字南張八五〇番一 地先まで	同	新	五・九〇・三〇・〇	一四九・四
				旧	四・四〇・一九・八	一四九・四

教育委員会公告

令和八年度徳島県立学校実習助手採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

一 募集対象及び採用人数 普通・農業・工業・福祉各一名程度

二 職務内容及び給料

1 実習助手（普通）については、普通科を置く高等学校等において、主に理科などの実験・実習を行う教科について、教諭の職務を助けるとともに、実験室・実習室・道具等の整備、管理などを行う。

2 実習助手（農業）については、農業に関する学科を置く高等学校においては、野菜・草花・果樹等の栽培、畜産、林業、食品製造等の実習について、作業学習で農業を実施する特別支援学校においては、野菜、草花の栽培等の実習について、それぞれ教諭の職務を助けるとともに、実習室・農場・道具等の整備、管理などを行う。

3 実習助手（工業）については、工業に関する学科を置く高等学校における工業分野の実習について、教諭の職務を助けるとともに、実習室・道具等の整備、管理などを行う。

4 実習助手（福祉）については、福祉に関する学科を置く高等学校における福祉分野の実習について、教諭の職務を助けるとともに、実習の準備、施設・設備の管理などを行う。

5 給料
(令和七年四月一日現在)

大学卒 二四七、〇〇〇円

短大卒 二三〇、八〇〇円

高校卒 二〇八、九〇〇円

この額は、卒業後すぐ採用された場合の基準である。この給料のほかに、教職調整額及び教員特別手当が支給される。また、地域、通勤、扶養、住居、期末、勤勉等の諸手当が支給される。

三 出願資格

次の1から3を満たす者

1 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条に規定する欠格条項に該当しない者

2 昭和三十九年四月二日以降に生まれた者

3 高等学校卒業（卒業見込みを含む）以上の学歴を有する者

なお、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者で、受審において配慮を必要とする場合は、事前に徳島県教育委員会教職員課教員採用推進担当（電話 〇八八―六二―三二五〇）まで連絡すること。

四 出願期間

令和七年十月三十一日（金）から令和七年十一月十四日（金）まで

出願は全て郵送（簡易書留郵便）によるものとし、令和七年十一月十四日（金）までの消印のあるものに限る。

五 出願手続

次の1から6の書類（4・5については該当する書類）を簡易書留郵便で郵送すること。

と。なお、封筒には「実習助手出願書類在中」と朱書きすること。

出願先 郵便番号七七〇―八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会 教職員課 教員採用推進担当（県立学校）

1 志願書及び履歴書（所定のもので、写真貼付のこと。）

写真は、縦四センチメートル横三・五センチメートル（脱帽、上半身）で六箇月以内に撮影したものであること。

2 受審票（所定のもので、表面には受審者の住所・氏名を記入のうえ、八十五円切手を貼付のこと。写真は受付後に貼付して審査当日に持参すること。）

3 自己アピール文（所定のもので、志望動機や抱負も含めて記入すること。）

4 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書

5 最終学校の成績証明書。卒業（修了）見込者は、現在までの成績証明書（成績証明書に単位数の記載のない場合は、別に単位修得証明書を提出すること。）

6 審査結果通知用封筒（角形二号 二十四センチメートル×三十三・二センチメートル。住所及び氏名を明記し、六百二十円切手を貼付のこと。）

六 審査期日及び会場

1 筆記審査

令和七年十二月六日（土）

徳島県立総合教育センター 三階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷一―七）

2 面接審査

令和七年十二月六日（土）、七日（日）

徳島県立総合教育センター 三階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷一―七）

七 審査日程

1 筆記審査

令和七年十二月六日（土）

(一) 受付 午前九時十分から午前九時三十分まで

(二) 諸注意 午前九時三十分から午前九時四十分まで

(三) 筆記審査（教職教養・専門） 午前九時四十分から午前十時四十分まで

(四) 筆記審査（小論文） 午前十一時から正午まで

2 面接審査

令和七年十二月六日（土）、七日（日）

面接審査の日時については、受審票に記載することによって連絡する。

八 審査内容

1 筆記審査

(一) 教職教養（教育法規等に関する基礎的な内容）及び専門に関する問題

なお、専門に関する問題については、以下のとおりとする。

・「普通」は、理科の基礎知識に関する内容

・「農業」は、農業の基礎知識に関する内容

・「工業」は、工業の基礎知識に関する内容

・「福祉」は、福祉の基礎知識に関する内容

(二) 小論文（課題について六百字以内）

2 面接審査

人物、識見等、実習助手としての適格性を審査する。

九 審査結果の通知

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿に登載し、令和八年一月二十六日（月）午後二時に県庁西側の掲示板に発表するとともに、同日、受審者全員に審査結果を文書で通知する。また、採用候補者は、徳島県のホームページにも掲載する。

十 審査結果の開示

不合格者は、審査結果について、次のとおり、口頭による開示請求を行うことができない。開示請求は、本人に限る。

1 開示の内容

総合得点及び総合順位

2 受付期間及び受付時間

審査結果発表の日の翌日から一箇月間。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

3 受付場所

徳島県教育委員会教職員課（県庁九階）

4 本人を確認するために提示を求める書類

受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類（運転免許証、学生証、旅券等）

十一 その他

1 身体等の事情により、受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談をすること。

2 採用候補者は、後日指定する日までに健康診断書等を提出すること。

3 自然災害等により、審査日程の変更等がある場合は、徳島県のホームページで知らせるので、留意すること。

4 この選考審査についての問合せ先

郵便番号七七〇―八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会 教職員課 教員採用推進担当

（電話 〇八八一六二一―三二五〇）

教育委員会公告

令和八年度徳島県立特別支援学校寄宿舎指導員採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

一 採用人数 一名程度

二 職務内容及び給料

- 1 特別支援学校の寄宿舎における幼児、児童又は生徒の食事、入浴、着替え等の日常生活に関することや、余暇時間及び自主学習に関することについて支援及び指導を行うとともに、寄宿舎での行事に関する企画・運営や支援計画・指導記録簿の作成及び安全管理に関することに従事する。また、就寝支援、舎内巡視等の宿直業務を行う。

2 給料

(令和七年四月一日現在)

大学卒 二四七、〇〇〇円
短大卒 二三〇、八〇〇円
高校卒 二〇八、九〇〇円

この額は、卒業後すぐ採用された場合の基準である。この給料のほかに、給料の調整額、教職調整額及び教員特別手当が支給される。また、地域、通勤、扶養、住居、期末、勤勉等の諸手当が支給される。

三 出願資格

次の1から4の全てを満たす者

- 1 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条に規定する欠格条項に該当しない者
- 2 昭和三十九年四月二日以降に生まれた者
- 3 大学、短期大学若しくは専修学校の専門課程を卒業若しくは修了した者(令和七年度卒業又は修了見込みの者を含む。)又はこれに準ずるものとして教育委員会が認めた者

4 次のいずれかに該当する者

(一) 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭(盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭)、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状を有する者(令和八年三月三十一日までに取得見込みの者を含む。)

(二) 看護師、介護福祉士若しくは保育士の資格を有する者(令和八年三月三十一日までに取得見込みの者を含む。)又はこれと同等の資格を有すると教育委員会が認めた者

なお、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者で、受審において配慮を必要とする場合は、事前に徳島県教育委員会教職員課教員採用推進担当(電話 〇八八―六二―三二五〇)まで連絡すること。

四 出願期間

令和七年十月三十一日(金)から令和七年十一月十四日(金)まで

出願は、全て郵送(簡易書留郵便)によるものとし、令和七年十一月十四日(金)までの消印のあるものに限る。

五 出願手続

次の1から7の書類(4から6については該当する書類)を簡易書留郵便で郵送する

こと。

なお、封筒には「寄宿舎指導員出願書類在中」と朱書きすること。

出願先 郵便番号七七〇―八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会 教職員課 教員採用推進担当（県立学校）

1 志願書及び履歴書（所定のもので、写真貼付のこと。）

写真は、縦四センチメートル横三・五センチメートル（脱帽、上半身）で六箇月以内に撮影したものであること。

2 受審票（所定のもので、表面には受審者の住所・氏名を記入のうえ、八十五円切手を貼付のこと。写真は受付後に貼付して審査当日に持参すること。）

3 自己アピール文（所定のもので、志望動機や抱負も含めて記入すること。）

4 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書

5 最終学校の成績証明書。卒業（修了）見込者は、現在までの成績証明書（成績証明書に単位数の記載のない場合は、別に単位修得証明書を提出すること。）

6 出願資格4に該当することを証明する書類の写し

7 審査結果通知用封筒（角形二号 二十四センチメートル×三十三・二センチメートル。住所、氏名を明記し六百二十円切手を貼付のこと。）

六 審査期日及び会場

1 筆記審査

令和七年十二月六日（土）

徳島県立総合教育センター 三階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷一―七）

2 面接審査

令和七年十二月六日（土）、七日（日）

徳島県立総合教育センター 三階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷一―七）

七 審査日程

1 筆記審査

令和七年十二月六日（土）

（一）受付 午前九時十分から午前九時三十分まで

（二）諸注意 午前九時三十分から午前九時四十分まで

（三）筆記審査（教職教養・専門） 午前九時四十分から午前十時四十分まで

（四）筆記審査（小論文） 午前十一時から正午まで

2 面接審査

令和七年十二月六日（土）、七日（日）

面接審査の日時については、受審票に記載することによって連絡する。

八 審査内容

1 筆記審査

（一）教職教養（教育法規等に関する基礎的な内容）及び専門に関する問題（障がいのある子どもたちを支援するために必要な知識や特別支援教育に関する問題）

（二）小論文（課題について六百字以内）

2 面接審査

人物、識見等、寄宿舎指導員としての適格性を審査する。

九 審査結果の通知

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿に登載し、令和八年一月二十六日（月）午後二時に県庁西側の掲示板に発表するとともに、同日、受審者全員に審査結果を文書で通知する。また、採用候補者は、徳島県のホームページにも掲載する。

十 審査結果の開示

不合格者は、審査結果について、次のとおり、口頭による開示請求を行うことができない。開示請求は、本人に限る。

1 開示の内容

総合得点及び総合順位

2 受付期間及び受付時間

審査結果発表の日の翌日から一箇月間。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

3 受付場所

徳島県教育委員会教職員課（県庁九階）

4 本人を確認するために提示を求める書類

受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類（運転免許証、学生証、旅券等）

十一 その他

1 身体等の事情により、受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談をすること。

2 採用候補者は、後日指定する日までに健康診断書等を提出すること。

3 自然災害等により、審査日程の変更等がある場合は、徳島県のホームページで知らせるので、留意すること。

4 この選考審査についての問合せ先

郵便番号七七〇―八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会 教職員課 教員採用推進担当

（電話 〇八八―六二一―三一五〇）